

社会福祉法人長崎市社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉の増進に貢献したものを表彰して、その功を讃え、労をねぎらい、もって斯業の進展に資することを目的とする。

(表彰の時期等)

第2条 表彰は、長崎市社会福祉大会においてこれを行う。ただし、大会の行われな
い年、又は会長が必要と認めるときは、随時行うことができる。

2 表彰は、表彰状又は感謝状を贈るものとする。このとき併せて金品を贈ることが
できる。

(表彰基準)

第3条 表彰の基準は次のとおりとする。ただし、すでに同一功績により大臣、全国
社会福祉協議会長、長崎県知事、長崎県社会福祉協議会長及び長崎市長の表彰を受
けた者は、原則としてこれを除く。

- (1) 社会福祉施設、社会福祉団体及び社会福祉協議会の専従職員で現にその職にあ
って、10年以上勤務し、功績顕著である個人
- (2) 民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、社会福祉団体の役員及び保護司、各
種相談員の職にあって、10年以上在任し、功績顕著である個人
- (3) 民間社会福祉施設、社会福祉団体であって、多年にわたり事業成績優良にして
地域福祉の増進に寄与している団体
- (4) 社会福祉協議会支部（以下「社協支部」という。）で、支部設立後10年を経過し、
活発に地域活動を行い、実績が顕著であって地域福祉の増進に寄与している支部
- (5) ひとり親世帯、身体障害者等で自立更生の実績顕著にして、他の範となる個人
- (6) 社会福祉協力者等

現に地域福祉のため労力的、経済的又はその他の方法により協力し、奉仕活動
を行い、実績が顕著にして他の範と認められる個人又は団体

ただし、社会福祉事業に直接従事しているものは除く。

2 前項各号に規定する社会福祉施設とは、認可されているものに限る。

3 第1項各号の施設及び団体等は、長崎市内に住所又は施設を有するものとする。
ただし、第1項第6号に規定する個人又は団体で長崎市の地域福祉向上に資すると
判断されるものは、この限りではない。

4 第1項各号に規定する在職（在任）期間は表彰年の4月1日現在とし、在職（在
任）期間が中断されている場合、在職（在任）期間を通算する。

(選考の方法)

第4条 表彰は、社会福祉施設、各種団体の長及び社協支部長の推せんに基づき、表彰選考委員会に諮り、会長が決定する。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたものについては表彰することができる。

(表彰選考委員会)

第5条 表彰選考委員会は、会長が委嘱する委員をもって構成する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

表彰規程運用方針

昭和59年	7月12日	施行
昭和59年	8月28日	改正
平成元年	4月1日	改正
平成3年	7月22日	改正
平成5年	7月7日	改正
平成7年	5月1日	改正
平成9年	7月30日	改正
平成13年	5月1日	改正
平成15年	4月1日	改正
平成19年	8月1日	改正
平成27年	4月1日	改正
令和3年	6月1日	改正
令和4年	8月1日	改正
令和7年	7月1日	改正

第3条関係

- 1 第1項の「ただし書き」は、第1条（目的）の補則的な規定であって、公的な表彰の機会のないものを顕彰するための制限である。
- 2 第1項第1号の「社会福祉施設」とは、長崎市の「福祉部の事業概要」に掲載する社会福祉施設等とする。
- 3 第1項第1号の「専従職員で現にその職にあつて、10年以上勤務し」とは、常勤及び非常勤を含む職員で長崎市に所在する施設、団体に勤務した期間に限るものとする。

非常勤職員の在職期間の算定方法については、次の算定方式によるものとする。

$$\text{在職年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月または一週間の勤務日数}}$$

- 4 第1項第1号の在職期間の算定において、産前・産後休暇及び育児休業、その他就業規則で認められた休暇等は在職期間に含めるが、私的事由による休職期間は除くものとする。

- 5 第1項第2号の「職にあつて」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 「民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、社会福祉団体の役員」には、民生委員児童委員協議会の地区会長、社会福祉施設、社会福祉団体の評議員及び社協支部の支部長の職にある者を含むものとする。
- イ 「民生委員児童委員協議会」の民生委員・児童委員の職にある者を含むものとする。
- ウ 「各種相談員」とは、障害者相談員、いのちの電話相談員等をいう。
- 6 第1項第3号の対象となるものは、設立後おおむね10年以上経過し、かつ、本来の事業以外に地域住民との交流、あるいは施設を地域福祉のために開放する等福祉活動を継続的に実施している施設、団体に限るものとする。
- 7 第1項第4号の「活発に地域活動を行い」とは、支部設立後10年以上を経過し、又は3年以上継続して地域福祉活動を実施している支部をいう。
- 8 第1項第5号の「自立更生」とは、経済的にも自立し、要保護世帯ではないものをいう。
- 9 第1項第6号は、いわゆるボランティア団体又は個人を対象としたものである。
- 「労力的」とは、団体又は個人で10年以上にわたり、活動実績を有し、現に地域福祉向上のため活動しているもので、次の何れかに該当するものとする。
- ① 活動に発展性があり地域住民への広がりがあるもの。
 - ② 活動が活発であり継続性があるもの。
 - ③ 活動に独創性があり他に類似するものがないか、又は先駆性があるもの。
 - ④ 他地域への波及拡大が望ましいと思われるもの。
- 「経済的」とは、団体又は個人で、長崎市社会福祉協議会福祉事業基金規程及び経理規程に基づき、年間30万円相当以上（5ヵ年以内に継続して30万円以上に達したものも含む。）の金品を寄贈したものとする。
- ⑤ 社協支部の活動に貢献をし、地域福祉活動に協力しているもので、10年以上継続している団体又は個人

第4条関係

第3条第1項各号の推せん者は、次に掲げる者とする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 第1号及び第2号 | 長崎市社会福祉協議会会長及び社会福祉施設並びに社会福祉
団体の長（経営者） |
| (2) 第3号 | 長崎市社会福祉協議会会長又は同支部長 |
| (3) 第4号 | 長崎市社会福祉協議会会長 |
| (4) 第5号 | ひとり親家庭福祉会ながさき理事長及び長崎市心身障害者団体連合会長並びに長崎市身体障害者団体連合会長 |
| (5) 第6号 | 長崎市社会福祉協議会会長又は同支部長 |

第5条関係

第1項の「会長が委嘱する委員」とは、次の職にある者をいう。

- (1) 長崎市社会福祉協議会副会長 1名
- (2) 長崎市社会福祉協議会支部長会会長
- (3) 長崎市民生児童委員協議会会長
- (4) 長崎市老人クラブ連合会会長
- (5) ひとり親家庭福祉会ながさき理事長
- (6) 長崎市心身障害者団体連合会会長
- (7) 長崎市福祉部長